

令和2年5月市議会臨時会環境経済委員会資料

第73号議案 令和2年度長崎市一般会計補正予算（第5号）

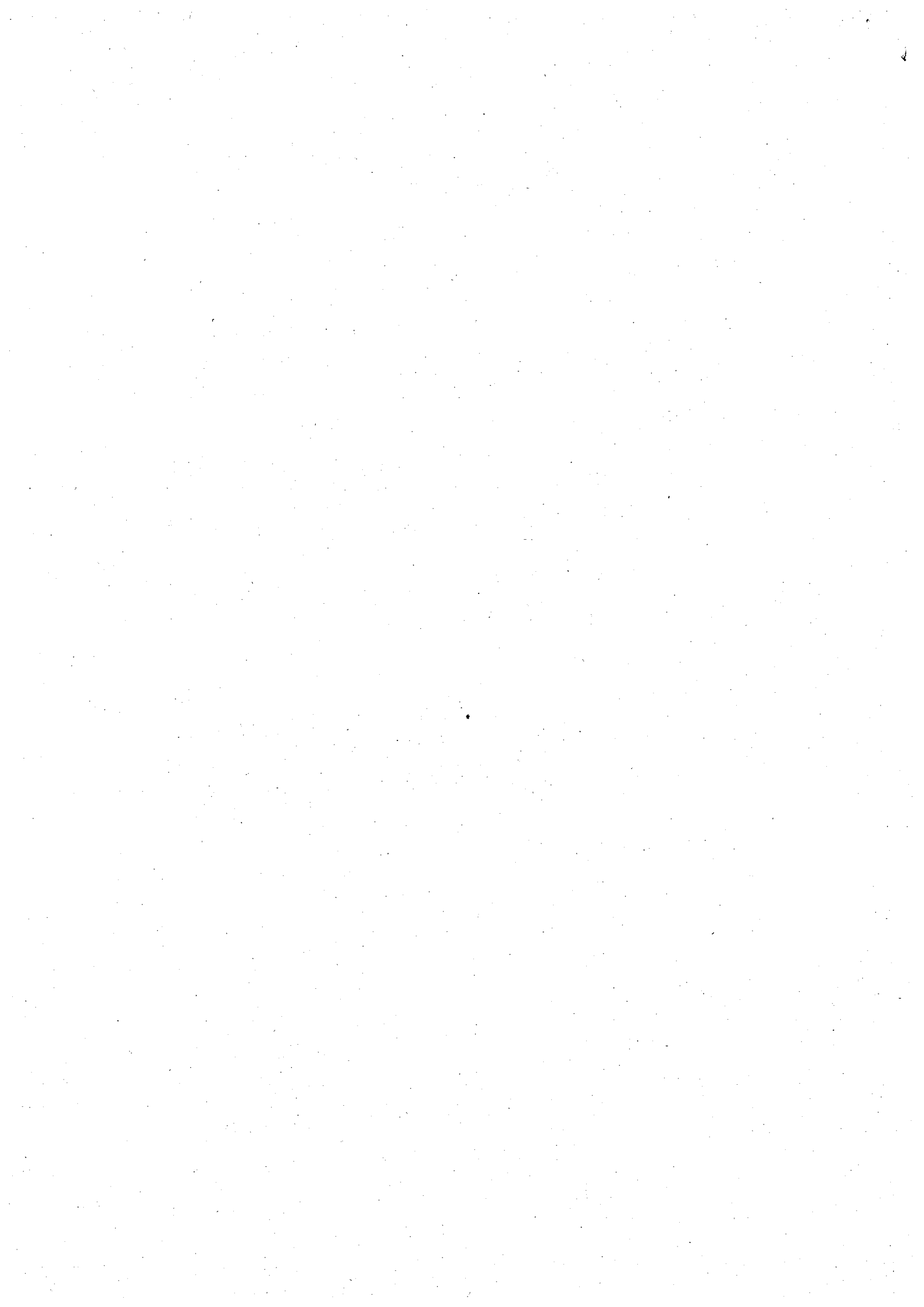
目次

【予算説明書ページ】 【ページ】

7款1項2目 商工振興費

1 事業持続化支援金 14~17 1~3

商 工 部
令 和 2 年 5 月



予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
14~ 17	7 商工費	1 商工費	2 商工振興費	1-1	事業持続化支援金	千円 1,776,290

1 概 要

新型コロナウイルス感染症の影響により、経営が悪化している市内事業者の事業の持続を支援するため、特に国の事業持続化給付金の要件を満たさない事業者に対し、市から支援金を支給するもの。

2 事業内容

(1) 対象事業者

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている市内事業者（個人事業主含む）。

- ・法人は、長崎市内に本社・主たる事業所があること。
- ・個人事業主は、長崎市民であること。

(2) 主な申請要件

- ア 令和2年1月～12月において、新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入（売上）が前年同月に比して20%以上減少した月があり、かつ国の持続化給付金の要件を満たす売上減少月（50%以上）がないこと。
- イ 2019年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者
- ウ 法人は、令和2年4月1日時点で、資本金額又は出資総額が10億円未満であるか、資本金ないし出資総額の定めのない場合は常用従業者数が2千人以下であること。
- エ その他
- ・政治団体、宗教団体ほか国の持続化給付金の不給付要件に準じて給付対象外あり。
 - ・国の持続化給付金及び令和2年度3号補正長崎市事業持続化支援金（小売・飲食・宿泊・軍艦島クルーズ・観光バス）対象業種は給付対象外。
 - ・2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などへの特例あり。

(3) 支給限度額

ア 中小法人 300千円（1回限り）

イ 個人事業者 150千円（1回限り）

※（2）ア の事業収入（売上）の減少額×3か月により算出。

(4) 申請期間

令和2年5月中旬～令和3年1月15日

3 事業費

(1) 支援金 1,767,150 千円

積算根拠 15,300 事業者 × 50% (※) = 7,650 事業者

うち法人 (54%) 4,131 事業者 × 300 千円 (支給限度額) = 1,239,300 千円

個人 (46%) 3,519 事業者 × 150 千円 (支給限度額) = 527,850 千円

※対象事業者割合 50%の根拠

東京商エリサーチの調査により業績にマイナスの影響があるとされる事業者…90%[Ⓐ]

売り上げ減少 50%未満が見込まれる事業者…約 55%[Ⓑ] $\text{Ⓐ} \times \text{Ⓑ} \doteq 50\%$

(2) 事務費	9,140 千円
ア 消耗品	450 千円
イ 郵送料	322 千円
ウ 人件費	4,241 千円
エ 委託料	1,857 千円
オ 会場借上料	1,770 千円
カ 機器賃借料	500 千円

4 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金※1	県支出金	地方債	その他※2	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
1,776,290	1,313,084	—	—	11	463,195

※1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

※2 保険料個人負担金

参考 3号補正 事業持続化支援金について

新型コロナウイルス感染症の拡大による経済活動・人の移動の縮小は、観光業をはじめとする第3次産業の占める割合が高い本市経済に大きな影響を及ぼしており、特に影響が大きい宿泊業、運輸業などの観光関連産業をはじめ小売業、飲食店で、令和2年3、4、5月のいずれかの1ヶ月の売上高が前年同月に比して20%以上減少している事業所に対し、国の補正予算を待たずに迅速に支援を行うもの。

・小売・飲食店 (限度額: 30万円)

・宿泊、軍艦島観光、観光バス事業者 (限度額: 300万円)

【申請状況】※5/11時点

● 小売・飲食	対象 6,154 件中	2,153 件	申請済
● 宿泊事業者	対象 167 件中	44 件	申請済
● 軍艦島観光船協議会	対象 5 件中	5 件	申請済
● 観光バス事業者	対象 3 件中	3 件	申請済

新型コロナウイルス感染症に係る事業持続に係る各種支援について

売上高減少率	市	国	県
50%以上	<p>【第1弾】3号補正事業持続化支援金</p> <p>【小売・飲食店】 (店舗ごとに)最大30万円</p> <p>【宿泊事業者】 客室定員に応じて (施設ごとに)最大300万円</p>	<p>持続化給付金</p> <p>【中小法人等】 最大200万円</p> <p>【個人事業者】 最大100万円</p>	<p>休業要請協力金</p> <p>県の依頼や要請に応じて休業や営業短縮に協力した事業者</p> <p>【中小企業】 【個人事業主】</p> <p>商業施設 遊興施設等 学校・学習塾 運動施設 遊戯施設 劇場等 集会・展示施設 博物館・料亭等 食事提供施設</p> <p>30万円</p>
50%未満 20%以上	<p>【軍艦島観光船協議会】 保有船舶の最大定員数に応じて 最大300万円</p> <p>【観光バス事業者】 保有バスの総定員数に応じて 最大300万円</p>	<p>【第3弾】5号補正事業持続化支援金</p> <p><u>第1弾の対象業種除く全ての業種</u></p> <p>【中小法人等】 最大30万円</p> <p>【個人事業主】 最大15万円</p>	
0%			

※【第2弾】4号補正は市民向けの「特別定額給付金事業費」及び子育て世帯への「臨時特別給付金事業費」